

第2号様式(1)-③

(単体発注・事後審査型)

沖縄県土木建築部一般競争入札公告 中第 94 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

令和3年2月26日

中部土木事務所
所長 謝花 勉

1 業務概要

(1) 業務名	R3倉敷ダム管理支援業務委託	
(2) 履行場所	倉敷ダム、倉敷ダム管理施設等の関係箇所	
(3) 業務内容	倉敷ダム支援業務 一式（別冊図面及び別冊特記仕様書のとおり。）	
(4) 履行期間	令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで	
(5) 発注形態	単体発注	
(6) 資格審査方法	事後審査型 ※本業務は、競争参加資格の審査を入札執行後に行う。	
(7) その他適用のある法令、制度等	<input type="radio"/> 最低制限価格制度 <input type="radio"/> 準備手続（予算成立前） 準備手続（交付決定前） 準備手続（繰越承認前） 債務負担行為業務 <input type="radio"/> 長期継続契約	※本入札案件には最低制限価格が設定されているため、その申込みに係る価格が最低制限価格に満たない者は落札者となることができない。 ※本手続は、次年度当初予算成立を前提とした年度開始前からの準備手続であり、予算成立後に効力を生じる事業である。したがって、県議会において当初予算案が否決された場合は、当該入札による契約は解除する。また、次年度当初予算成立後においても、国庫支出金に係る交付申請等の手続の関係上、入札を延期する場合がある。 ※本手続は、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続であり、交付決定後に効力を生じる事業である。したがって、交付申請等の手続の関係上、入札を延期する場合がある。 ※本手続は、県議会における繰越承認を前提とした事前準備手続であり、議会承認後に効力を生じる事業である。したがって、県議会において、本業務に係る予算の繰越承認が否決された場合は、入札を延期又は中止する。また、予算の繰越承認後においても、国庫支出金に係る繰越（翌債）手続の関係上、入札を延期する場合がある。 ※本業務は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける業務である。 ※本業務に係る契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約にかかる歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。
(8) 適用する労務単価	令和2年12月労務単価 ※本業務の予定価格は、左記に示す「令和3年度建築保全業務労務単価」を適用して積算しており、入札参加者は同単価を適用して見積りを行い入札すること。 なお、新労務単価が適用された場合、本業務の受注者は土木設計業務等委託契約書に基づき、新労務単価に基づく契約に変更するための業務委託料の変更の協議を請求することができる場合がある。	

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

(1) 業種区分	土木関係建設コンサルタント	(1)の業種において(2)に表示する年度に、沖縄県の測量及び建設コンサルタント当業務入札参加資格者名簿へ登録があること。
(2) 測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿登録年度	平成31・32年度	なお、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。
(3)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。	
(4)	参加資格確認申請書の提出期限の最終日 から 落札決定日 までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。	
(5)	他の入札参加者との間に、以下の関係がないこと。 なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。 ア 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 (ア) 親会社と子会社の関係にある場合 (イ) 親会社を同じくする子会社等同士の関係にある場合 イ 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合 (ウ) 一方の会社の管財人が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合 ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合は、その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合	

(6)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する測量及び建設コンサルタント等又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。			
(7)	施工実績	対象期間	自 平成22年4月1日 至 令和3年3月14日	
		対象実績	以下に示す同種又は類似業務（令和2年度完了予定も対象とする）において、1件以上の実績を有すること。 [1] 同種：国、都道府県、政令市、特殊法人等、大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務（河川、ダム） [2] 類似：地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人が発注した公物管理補助業務（河川、ダム）、国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、調査検討・計画策定業務（河川、ダム）、管理施設調査・運用・点検業務（河川、ダム）、土木設計業務（河川、ダム）の予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者の業務	
		備考	業務実績には、元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める（ただし、照査技術者として従事した業務は除く）。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。	
(8)	配置予定管理技術者	資格区分	管理技術者は、以下のいずれかの資格を有し、かつ上記対象実績の同種又は類似業務のいずれかの経験を有するものとする。	
		備考	① 技術士（総合技術監理、建設、上下水道、電気電子、機械、森林、環境の各部門のうち1つ） ② 技術士補（建設、上下水道、電気電子、機械、森林、環境の各部門のうち1つ） ③ RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（※1）（技術士部門と同様の部門に限る） ④ 土木学会特別上級、上級、1級、2級技術者のうち1つ ⑤ 一級又は二級土木施工管理技士のうち1つ ⑥ 一級又は二級電気工事施工管理技士のうち1つ ⑦ 一級又は二級建設機械施工技士のうち1つ ⑧ 第一種又は第二種電気工事士のうち1つ ⑨ 第一種、第二種、第三種電気主任技術者のうち1つ ⑩ 電気通信主任技術者（伝送交換主任技術者又は線路主任技術者） ⑪ 河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験（ダム管理技術士試験）に合格あるいは第2号の研修を終了したもの ⑫ 河川法第50条第1項の管理主任技術者の経験を5年以上有する者 ⑬ 河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 ⑭ 河川又は道路関係の電気通信設備関係又はの技術的行政経験を10年以上有する者（※2） ⑮ 「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験が1年以上の者（電気通信分野及び機械設備分野を含む） ※1 「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者。令和2年4月10日通知(土技第62号)、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた監理技術者講習の延期等による影響を踏まえ、適宜柔軟な対応も行うこととする。 ※2 「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、特殊法人等で職員として従事したことをいう。	
		雇用条件	一般競争入札参加資格確認申請書提出日において、自社の代表者と直接的雇用関係がある者。	
(9)	配置予定担当技術者	資格区分	担当技術者は、以下の技能を有し、かついずれかの同種又は類似業務の経験を有するものとする。	
		備考	① 二級以上の小型船舶操縦免許取得条件を満たすこと。 ② 普通自動車運転免許証を有すること。 ③ 施設を巡回点検し、パソコンを用いて報告書をまとめ、メール送受信する等通常業務支援ができること。 [1] 同種：国、都道府県、政令市、特殊法人等、大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務 [2] 類似：地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人が発注した公物管理補助業務、国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、土木設計業務の予備設計、詳細設計の業務	
		雇用条件	一般競争入札参加資格確認申請書提出日において、自社の代表者と直接的雇用関係がある者。	
(10)	必要資格	①管理技術者、担当技術者、連絡調整員は「酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者」又は「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者」であること。 ②担当技術者は「二級小型船舶操縦免許証」を有すること。 ※入札時は各技術者が無資格でも良い。受注後、無資格の技術者が着任する場合は、速やかに上記資格を取得すること。資格取得等の全費用は受注者負担とする。		
(11)	習熟訓練の実施	配置予定技術者（管理技術者、担当技術者が次の引継ぎ期間に行われる業務習熟のための訓練に参加可能であること。また、契約後には「習熟訓練体制表」を提出すること。但し、配置予定技術者が「令和2年度倉敷ダム管理支援業務委託」の受注者である場合は不要とする。		
(12)	引継期間	令和2年3月25日(木)～同年3月31日(水)。各日8:30～17:15。 ※習熟訓練の開始時期及び期間については予定であり、変更することがある。		
(13)	その他の条件 （右表のうち、○印を付した条件を満たすことを要する。）	○ 地域要件	(7) 沖縄県内 (1) 主たる営業所	左記の(7)に示す地域内に、建設業の許可を受けた(1)に示す事業所が存在すること。
		担当技術者、及び連絡調整員が休暇を取る場合は、同等以上の資格を有する代理の技術者、又は連絡調整員を配置できる体制を確保すること。		
(14)	取扱案件	なし		

3 入札手続等

(1) 手続方法	電子入札	<p>本業務は、入札手続（入札書提出から落札者決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象業務である。ただし、代表者の変更等で電子入札によりがたい場合は、紙入札へ移行することができる。</p> <p>※電子入札に関する事項については、「8 電子入札に関する事項」を参照すること。</p>		
	紙入札	<p>紙入札への移行を希望する場合は、速やかに6-(1)の問い合わせ先に事前連絡をしたうえで、沖縄県電子入札運用基準に基づく所要の手続きを、原則入札日の1週間前までに経ること。</p> <p>【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-17】 https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html ・電子入札システム利用者が紙入札へ移行する場合「紙入札方式移行申請書」（様式第4号） ・紙入札により電子入札案件へ参加する場合「紙入札方式参加申請書」（様式第3号）</p> <p>【沖縄県電子入札ポータルサイト>4. 様式・マニュアル】 https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/ebidportal/download/index.html</p>		
(2) 設計図書の配布	期間	自 令和3年2月26日 ～ 至 令和3年3月15日		
	配布方法	<p>沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロード https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000</p>		
	問い合わせ先	沖縄県土木建築部中部土木事務所 庶務班	電話番号	098-894-6510
(3) 入札期日等	電子入札システムによる場合	入札開始	令和3年3月15日（月）9:00	
		入札締切	令和3年3月15日（月）15:00	
	持参による場合（紙入札）	持参日時	令和3年3月16日（火）9:20	
		持参場所	沖縄県土木建築部 中部土木事務所 4階入札室	
	入札の方法	<p>(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。</p> <p>(2) 電子入札を行う際は、代表者名義又は委任された受任者名義のICカードで必ず行うこと。</p>		
紙入札時の注意事項	<p>(1) 委託費内訳書は、上記の「電子入札システムによる場合」の入札締切日時までに、中部土木事務所 庶務班へ提出すること。提出がない場合、入札が無効になることがある。</p> <p>(2) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。</p> <p>(3) この公告の記載に従い、入札書、委任状には業務名及び履行場所を記入すること。</p> <p>(4) 入札書のくじ番号(任意の数字3桁)を必ず記入すること。</p> <p>(5) 代理人が入札を行う場合、委任状を持参すること。委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。</p>			
委託料内訳書の提出	<p>(1) 第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した委託料内訳書（様式自由）を提出すること。</p> <p>(2) 委託料内訳書には、作成年月日、業務名、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに、代表者印を押印すること。ただし、委託料内訳書を電子入札システムにより提出する場合には、代表者印は省略できる。</p> <p>(3) 提出された委託料内訳書について、契約担当者（これらの者の補助者を含む。）が説明を求められることがある。</p> <p>(4) 電子入札システムにより委託料内訳書を提出する場合、添付するファイルの容量は3メガバイト以内かつ1ファイルのみとし、最新のウイルス定義ファイルに更新したウイルス対策ソフトによりウイルスチェックを行うこと。</p>			
(4) 入札の辞退等	<p>紙入札手続後、都合により入札を辞退する場合は、入札締切日時までに入札辞退届を郵送又はFAXにより提出すること。</p> <p>また、落札決定までの間に別の業務を落札したことにより、配置予定技術者を本業務に配置できなくなった場合は、直ちに6-(1)の問い合わせ先に報告すること。当該報告がなく、本入札の手続が落札決定まで至った場合、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。</p> <p>【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-4】 https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html</p>			
(5) 開札日時	令和3年3月16日（火）9:30 電子入札システムにより開札			
(6) 落札候補者の選定及び事後審査の実施	<p>開札後、落札決定を保留し、予定価格と最低制限価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）に対し、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「申請書等」という。）の提出を求め、入札参加資格の確認を行う（以下「事後審査」という。）。なお、最低価格で入札をした者が複数いる場合は、電子くじにより審査順位を定め、審査順位が1位の者を落札候補者とする。</p> <p>事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、次に低い価格を提示した者又は電子くじによる審査順位が次順位の者を落札候補者として事後審査を行う。事後審査は、落札候補者のみ行うものとする。</p>			

(7) 審査にかかる申請書等の提出	開札後、落札候補者及び発注機関が必要と認める者に対し、以下のとおり申請書等の提出を求める。提出期限までに当該申請書等を提出しない者は、入札参加資格が無いものとする。 なお、当初申請書等の提出を求められた者以外の者について審査の必要が生じた場合、該当者への申請書等の提出期限は別途通知する。			
	通知日	令和3年3月16日（火） 17:00 まで(予定) ※電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札へ移行した業者へは書面で通知する。		
	提出期限	令和3年3月18日（木） 17:00 まで		
	提出先	沖縄県うるま市石川楚南879-1 倉敷ダム管理所 2階 沖縄県土木建築部中部土木事務所 倉敷ダム管理所 098-938-9325	提出部数	1部
	提出方法	持参又は郵送（提出期限必着。配達を確認できる方法で郵送すること）		
(8) 入札参加資格の確認	入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、以下の日までに電子入札システムで通知する。なお、紙入札へ移行した者へは書面で通知する。 令和3年3月23日（火）（予定）			
(9) 落札者の決定方法	事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していると確認した場合は、当該落札候補者を落札者とする。また、その結果は、全入札参加者に通知する。			
(10) 本入札に係る資料の取扱い	ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。 イ 契約担当者は、入札参加資格の確認のため以外に、提出された申請書等を使用しない。 ウ 申請書等の修正、差し替え、追加、再提出（以下「修正等」という。）は、提出期限内に限り認める。提出期限後に、書類の記載漏れや添付漏れ等が見付かった場合は、入札参加資格なしとなり、落札者となることはできない。 エ 提出期限を過ぎた場合、申請書等は受け付けない。 オ 提出された申請書等は、返却しない。			

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金	納付の要否	免除（沖縄県財務規則第100条第2項第3号） ※ ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を県に納付しなければならない。		
		○ 以下により納付の必要あり。（沖縄県財務規則第100条）		
		沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。 入札保証金の金額等は、見積る契約金額の100分の5以上（契約保証の予約にあっては100分の10以上）とする。ただし、沖縄県財務規則第100条第2項に該当する場合は免除とする。		
		(1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したものが入札に参加する場合。 (2) 過去2か年の間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じとする契約を数回にわたって締結し、これを誠実に履行したと認められる者が入札に参加する場合。		
		なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。 (1) 提出期限までに、入札保証金の納付若しくは納付に代わる書類の提出がない者 (2) 入札保証金の金額並びに契約保証予約に係る額が上記の条件に満たない場合 (3) 入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合 また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。		
		提出期限	令和3年3月15日（月） 15:00 まで	
		提出先	沖縄県中部合同庁舎 3階 沖縄県土木建築部中部土木事務所 庶務班 098-894-6510	
		提出方法	「入札保証金納付書発行依頼書」を持参。事前に電話連絡すること。 (納入通知書を発行するので、金融機関で納付後、上記提出期限までに領収書を持参すること。)	
		提出期限	令和3年3月15日（月） 15:00 まで	
		提出先	沖縄県中部合同庁舎 3階 沖縄県土木建築部中部土木事務所 庶務班	
	提出方法	持参又は郵送（提出期限必着。配達を確認できる方法で送付すること）		
	その他	保険期間又は保証期間は、入札日から2か月とする。		
	有価証券等	受入日時・受入方法等の調整のため、事前に上記担当者まで電話連絡すること。		
(2) 契約保証金	契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び土木設計業務等委託契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項第1号から第3号に該当する場合は免除とする。			

5 その他の事項

(1) 配置予定技術者の確認	落札者決定後、TECRIS等により配置予定担当技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。 申請書等に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病気・死亡・退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、2に掲げる基準を満たし、かつ同等以上の技術者であると発注者の了解を得なければならない。
(2) 入札の無効	本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
(3) 支払条件	精算払いとする。
(4) 火災保険等の要否	要・ 否
(5) 契約締結の時期等	(1) 本工事に係る契約は、落札者の決定後7日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。 (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(6) 請負代金の変更等	本業務の契約締結後、本業務の請負代金額の変更協議をする場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する業務の予定価格の算定は、本業務の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額又は関連業務の設計額に乗じた額で行う。
(7) 入札参加者等の遵守事項	入札参加者は、「沖縄県土木建築部競争入札心得(※)」、「土木設計業務等委託契約約款(※)」及び「仕様書」を熟読し、これを遵守すること。 ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-13、1-35】 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html

6 本公告に関する質問及び回答

(1) 入札・契約手続に関すること	問い合わせ先	沖縄県沖縄市美原1丁目6番34号 沖縄県中部合同庁舎3階 沖縄県土木建築部中部土木事務所 庶務班 電話: 098-894-6510
	質問書提出先	沖縄県沖縄市美原1丁目6番34号 沖縄県中部合同庁舎3階 沖縄県土木建築部 中部土木事務所 庶務班 FAX: 098-937-2510
(2) 上記(1)以外に関すること	問い合わせ先	沖縄県うるま市石川楚南879-1 倉敷ダム管理所 土木担当 電話: 098-938-9325
	提出期間	令和3年2月26日(金)から 令和3年3月4日(木) ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
	提出方法	持参又はFAX ※FAXで提出する場合は、必ず電話で到達確認を行うこと。
	回答方法	質問に対する回答書は以下の期間、上記の提出場所及び入札情報システム※(沖縄県電子入札ポータルサイト内)に掲載する。 ※ https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanN0=4700000
	期間	回答日から 令和3年3月8日(月)まで ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

7 苦情申立て

(1) 入札参加資格が無いと認められた者がその理由に対して不服がある場合	入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた理由について、契約担当者に対し説明を求めることができる。 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。	
	提出期限	入札参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)とする。
	提出先	沖縄県土木建築部中部土木事務所 庶務班
	提出方法	書面(様式自由)を持参すること。持参以外は受け付けない。
(2) 再苦情申立て	契約担当者からの上記(1)の理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を通知した日の翌日から起算して7日以内(休日を除く。)に、書面により契約担当者に対し、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てに係る審議は、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会で行う。 ア 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間 受付窓口: 沖縄県土木建築部中部土木事務所 庶務班 受付時間: 午前9時から午後5時まで イ 再苦情申立てに関する書類等の配布場所 沖縄県土木建築部技術・建設業課 建設業指導契約班 電話 098-866-2374	

8 電子入札に関する事項

<p>電子入札に関する事項は、「沖縄県電子入札運用基準（※）」による。以下の事項を参照すること。 ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集＞1-17】 https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html</p>		
(1) システム稼働時間	土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く毎日、午前8時から午後8時まで ※稼働時間内でやむを得ずシステムを停止する場合等は、沖縄県電子入札ポータルサイトで通知する。	
(2) 障害発生時及びシステム操作問い合わせ先	システム操作・接続確認等	<ul style="list-style-type: none"> ・電子調達コールセンター 電話番号:0570-011311 ・沖縄県電子入札ポータルサイト
	ICカードの不具合発生時	取得しているICカードの認証機関
(3) 電子入札システム上の通知等の確認	<p>電子入札システムから発行される以下の通知書等を確認すること。この確認を怠った場合には、以後の入札手続きに参加できなくなる等の取扱いを受けることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札保留通知書 ・競争入札参加資格確認結果通知書 ・入札参加資格確認申請書等提出依頼通知書 ・競争入札参加資格要件不適合通知書 ・未審査通知書 ・日時変更通知書 ・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行） ・入札書受付票 ・入札締切通知書 ・再入札通知書 ・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行） ・落札者決定通知書 ・保留通知書 ・取止め通知書 <p>※最低制限価格未満で入札された場合、電子入札システムの「入札状況一覧」の摘要欄に「失格」と表示され、それ以降は「落札者決定通知書到着のお知らせ」のみ送信される。</p>	